

福岡県男女共同参画審議会部会設置要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、福岡県男女共同参画審議会規則（平成十三年福岡県規則第六十九号。以下「規則」という。）第五条第一項の福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に置く部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会名)

第二条 審議会に次の部会を置く。

- 一 苦情処理部会
- 二 表彰部会
- 三 福岡県男女共同参画計画第一部会
- 四 福岡県男女共同参画計画第二部会

2 前項の三及び四の部会については、審議会が必要と認める期間、設置するものとする。

(部会委員)

第三条 部会委員の数は、次のとおりとする。

- 一 苦情処理部会は三名以内とする。
- 二 表彰部会は六名以内とする。
- 三 福岡県男女共同参画計画第一部会は七名以内とする。
- 四 福岡県男女共同参画計画第二部会は七名以内とする。

(苦情処理部会)

第四条 福岡県男女共同参画推進条例（平成十三年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）

第十七条第一項により県が実施する施策について男女共同参画に係る苦情の申し出があった場合であって、同条第二項により知事が必要と認めるときは、苦情処理部会を開催するものとする。

2 前項により苦情処理部会を開催した場合の当該部会の決議は、規則第五条第五項により、審議会の決議とする。

(表彰部会)

第五条 表彰部会は、条例第十条により実施される福岡県男女共同参画表彰の被表彰候補者について審議をし、審議会に報告する。

(福岡県男女共同参画計画第一部会)

第六条 福岡県男女共同参画計画第一部会は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

第十四条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第六条により定める都道府県計画について審議し、審議会に報告する。

(福岡県男女共同参画計画第二部会)

第七条 福岡県男女共同参画計画第二部会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）第二条の三及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第八条により定める都道府県計画について審議し、審議会に報告する。

(補足)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は平成18年3月30日から施行する。

附則

この要綱は平成22年5月10日から施行する。

附則

この要綱は令和7年5月28日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会苦情処理部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県男女共同参画審議会部会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第1号に基づき設置された苦情処理部会について、要綱第8条に基づき、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(審議の方法)

第2条 苦情処理部会は、福岡県男女共同参画推進条例第17条第2項により、知事から意見を求められた苦情の申出（以下「申出」という。）について、県（知事部局、教育委員会、公安委員会その他県の機関）が実施する又は実施すべき施策の内容、実施の状況、申出に係る事案の事実経過等を踏まえ、意見を述べるものとする。

2 苦情処理部会は、必要があると認めるときは、申出を行った県民又は事業者（以下「申出者等」という。）及び県の出席を求めて、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第3条 苦情処理部会は、申出の審議にあたっては、申出者等の個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

2 苦情処理部会は、審議の過程を非公開とする必要が生じた場合は、福岡県男女共同参画審議会の公開又は非公開の基準に関する要領2（2）に基づき、苦情処理部会長が苦情処理部会に諮って非公開の決定を行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 苦情処理部会の委員は、審議の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、苦情処理部会の運営に必要な事項は、苦情処理部会長が苦情処理部会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年 10月 15日から施行する。

福岡県男女共同参画推進に係る表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県男女共同参画推進条例（平成13年福岡県条例第43号。以下「条例」という。）第10条第3項の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する福岡県民又は県内の団体若しくは企業（事業所を含む。以下同じ。）とする。ただし、国が実施する男女共同参画の推進に関連した表彰を既に受けている場合は、対象としない。

- (1) 男女共同参画社会を目指し、職場、地域等多様な分野で男女共同参画を推進できるよう実践的・積極的に取り組む方または支援する方など、男女共同参画社会の実現に著しい功績があり、他の模範と認められる県民、団体、企業等
 - (2) DV、性的被害、生活困窮などの困難な問題を抱える女性への相談や生活の安定に向けた支援等を実践的・積極的に支援する方など、男女共同参画社会の実現に著しい功績があり、他の模範と認められる県民、団体、企業等
 - (3) 女性の進出が少ない分野等に果敢に挑戦し、先駆的な功績により広く社会的な影響を与え、今後の先導性が期待されるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、他の模範と認められる県民、団体等
- 2 被表彰候補者が、福岡県暴力団排除条例第2条第3号に該当する場合、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、表彰の対象としない。

(推薦)

第3条 被表彰候補者の推薦は、公募によるものとする。

(表彰名)

第4条 表彰の名称は、福岡県男女共同参画表彰とする。

- 2 表彰は、福岡県男女共同参画推進賞とし、男女が共に活躍できる社会づくり部門、困難な問題を抱える女性への支援部門、女性の先駆的活動部門を設ける。

(表彰件数)

第5条 表彰件数は、原則として6件以内とする。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、推薦があったものの中から福岡県男女共同参画審議会の意見を聴き、県が決定する。

- 2 県は、前項の規定による決定を受けたものに表彰を受けるのにふさわしくない行為があったときは、当該決定を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。